

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		医療費の支給
根拠法令及び条項		新座市ひとり親家庭等医療費支給条例 (支給の方法) 第8条 医療費の支給は、受給者からの請求に基づき行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象者が現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等で療養を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、一部負担金を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対して医療費の支給があったものとみなす。
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
審	関係条項	新座市ひとり親家庭等医療費支給条例 (定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、法令又はそれに準じる規定による給付、保険者が給付する付加給付、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額をいう。 (支給の範囲) 第7条 市は、受給者の一部負担金に相当する額を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる一部負担金について支給する医療費の額は、当該一部負担金の金額に相当する額とする。 (1) ひとり親等の市町村民税が、その家庭に属する対象者が療養を受けた月の属する年度分（当該療養を受けた月が4月又は5月の場合にあっては、その前年度分）について、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課されないとき、又は市町村の条例の規定により免除されているときの当該療養に係る一部負担金 (2) 薬局における一部負担金 (3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金 (4) 児童に係る一部負担金（前3号に掲げるものを除く。）
査		
基		
準		

		(損害賠償との調整) 第11条 市長は、医療費の支給事由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する額を返還させることができる。 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則 (社会保険各法) 第7条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号） (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） (支給の申請等) 第18条 医療費の支給を受けようとする受給者は、ひとり親家庭等医療費支給申請書により市長に申請しなければならない。 2 条例第8条第2項の医療機関等は、市長と同項の規定による支払の条件に係る協定を締結しなければならない。 3 条例第8条第2項の規定による医療機関等の医療費の請求は、ひとり親家庭等医療費請求書によるものとする。 4 市長は、条例第8条第2項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、前2項の規定は、適用しない。 (支給決定の通知) 第19条 前条第1項の規定による申請があった場合には、内容を審査し、支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条例及び規則で明確に規定されているため)
	参 考 事 項	

	設 定 等 年 月 日	平成 1 1 年 7 月 1 日 設 定（令和 6 年 7 月 1 日 最 終 変 更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （ 未 設 定 の 場 合 は そ の 理 由）	総日数 2 か月
	設 定 等 年 月 日	平成 1 1 年 7 月 1 日 設 定（平成 年 月 日 最 終 変 更）